

第24回佐賀地方・家庭裁判所委員会（合同開催）

1 実施日時

平成27年5月29日（金）午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所

佐賀地方裁判所3階会議室

3 出席者等

(1) 委員（五十音順）

① 地裁委員会委員

出席者	大 森 伸 昭	（学識経験者委員）
	片 浏 明 子	（学識経験者委員）
	志 賀 勝	（佐賀地方裁判所唐津支部長）
	鈴 木 浩 美	（佐賀地方裁判所長）
	西 岡 正 博	（学識経験者委員）
	仁 部 和 浩	（学識経験者委員）
	福 田 恵 巳	（佐賀県弁護士会弁護士）

② 家裁委員会委員

出席者	秋 本 昌 彦	（佐賀家庭裁判所判事）
	宇都宮 忠	（学識経験者委員）
	草 場 真智子	（学識経験者委員）
	鈴 木 浩 美	（佐賀家庭裁判所長）
	中 野 美智子	（学識経験者委員）
	成 富 典 光	（学識経験者委員）
	花 田 かつえ	（学識経験者委員）
	東 島 浩 幸	（佐賀県弁護士会弁護士）
	二子石 亮	（佐賀地方検察庁三席検事）

(2) 説明担当者

佐賀地方裁判所 村松多香子判事

佐賀地方裁判所 鵜池隆喜民事首席書記官

佐賀簡易裁判所 田島隆人庶務課長

(3) 庶務

佐賀家庭裁判所 坂口智美総務課長

4 議事

(1) 佐賀家庭裁判所委員長代理の指名

鈴木委員長が秋本委員を委員長代理に指名した。

(2) 全体協議（テーマ「個別労働紛争の解決制度について」）

ア 個別労働紛争の解決制度について説明

説明担当者から、「裁判所で提供する制度」，「労働審判手続」について説明した。

イ 意見交換

（文中，□は委員長，○は学識経験者委員，●は法曹資格を有する委員，
■は説明担当者等の発言）

○裁判所が提供する制度の中で，労働審判手続は3回以内の期日で終了するということであったが，民事調停手続を利用した場合，解決まで何回程度期日が開かれるのか。

■民事調停手続を利用されても，解決するものもあれば解決しないものもある。解決する事案についても一概には申し上げられないが，解決まで期日を何回も開く場合もあれば，1回で結論が出る場合もある。

○一時期，新聞等で残業が多い話や過労死の話が報道されていたが，佐賀においてはどのような個別労働紛争の事案が多く見られるか。

■これまでの経験から申し上げると，特定の事案が多かったという印象はない。

○労働審判手続の導入により，労働関係の通常訴訟の申立件数は減少したのか。

■データを持ち合わせていないので，相関関係については不明である。しかし，

労働審判手続の良い点は、審判に対し異議申立てがなされれば、訴訟手続に移行するので、そういう意味において労働審判手続の中には潜在的に通常訴訟が含まれているといえるのかもしれない。

○マタニティハラスメントに関する労働関係のトラブルがあると聞いているが、裁判所の手続においても顕在化しているのか。

■そのような事案を扱った経験がないため、顕在化しているかどうかについては把握していない。

○最近パートなど正社員でない方も多いが、すぐに給与がカットされるから何も言えないという話を聞くが、そのような事案が増えているのか。

■表には出てこない話ではないかと思われる。

●社会実態そのものと裁判所に来るものとは乖離があって、裁判手続を利用してきっちりと結論を求めるものはむしろ少ないと思う。残業代が支払われないとしても、辞める時にしか残業代は請求できないのが実情である。

○労働審判の手続では、不当労働解雇であった場合には、解雇前の状態に戻って仕事をされるケースもあるのか。

■戻られた方もおられる。

○労働審判制度ができた背景には、労働組合に入っていない非正規雇用の問題などもあるのではないか。

■司法制度改革の一つとして、国民に利用しやすい手続として作られたものであると認識している。

○労働審判員、参与員、調停委員はどのようにして決められるのか。

■労働審判員は、労働者側、使用者側について、労働者側と使用者側の各推薦母体に推薦のお願いして、労働関係に関する専門的な知識経験を有すると認められる方で原則68歳未満の方が任命されている。調停委員や参与員もそれぞれふさわしい方が任命されているが、推薦母体があるわけではない。

○パートで働いている人はどこに相談すればよいのか。

■法テラスに相談されてもよいし、弁護士会などで相談することもできる。

●労働関係の相談を受けることがあるが、それなりの準備が必要で、準備に時間がかかるし、使用者側と争うストレスを考えてあきらめることも多い。労働委員会では、事務局の担当者が話を聞いてまとめてくれるので、弁護士に頼めない方でも利用することができる。

●労働基準監督署に相談して解決することも可能である。退職金の積み立てをしているのに支払われない場合には、脱税にあたることもあり、そのことを指摘すると解決する場合もある。

(ラウンド法廷見学)

□裁判所の手続としては、どの手続が利用しやすいという印象を受けるか。

●裁判所でいくつかのメニューがあるが、制度選択を間違えているなど思うことはあるか。利用者側がこういうことを考えて利用した方がよいというようなことがあればむしろ教えていただきたい。

■労働審判手続は、争点を定め、証拠をまとめて1回で提出してもらうことになるので、申立人に代理人が付いていない場合は難しいと思うことはある。

□裁判所から手続説明の際に、どのような情報があれば良いとお考えか。もっとこんなことをやってみたらどうかという意見はないか。

○裁判所はどうしても敷居が高いという印象を拭えない。また、常日頃から弁護士に頼むとお金がかかると思っている。今日説明を聞くまで、民事調停もお金がかかると思っていた。裁判所のリーフレットにお金がいくらかかるのかも盛り込むのはどうか。また、いろいろな場所に裁判所のリーフレットを置くとよいのではないか。今も置かれているのかもしれないが、

目立っていないと思うので、目立つところに置いてもらうようにすればよいのではないかと。

□市町村役場にも置かせてもらってはいるが、市町村役場だけではなく、周辺の相談機関にも置いてもらうなど配布先を工夫しないといけないかもしれない。

○弁護士に相談するのもよいが、司法書士に相談してもよいのか。

□司法書士は、申立書等を作成してもらうことはできるが、代理人として手続に参与することはできない。

●弁護士会では、弁護士による無料法律相談会を開催している。また、電話による無料法律相談も行っているので、利用していただけたらと思う。

○法テラスでも労働審判の申立ての援助を受けられるのか。

●1回目の相談は無料である。電話での予約も可能である。

□手続をより利用しやすくするためには、どうしたらよいか。何かアイデアをいただけたらと思う。

●労働委員会では、手続説明のみ行っており、具体的な事案についての相談までは行っていない。

○先ほど労働審判の多くは2回の期日で終わっているという説明であったので、例えばこれをパンフレットに記載してはどうか。そうすることにより利用される方が増えるのではないかと。

○地域の無料情報誌に載せたことはあるか。

●弁護士のコラムとして載せてはいるが、弁護士会としては載せていない。また、労働事件に特化したものは載せていない。

●法律相談のような内容のものは載せている。

○パンフレットを見て、一人でも相談できると思い、身近に感じた。申立て時に費用がかかることは分かった。例えば、労働者がお金をもらった場合にも費用を払わないといけないのか。

■申立て時に費用として手数料がかかるが、裁判所の窓口では手数料の説明も行っている。

□経済的に大変な方には、法律扶助の制度もあるので、法テラスで相談されたらいいのではないかと思います。パンフレットを広範囲で配布する、費用についても記載する、統計データも盛り込む他に何か考えられるか。

○雇用でトラブルを抱えている方の中には、病院に相談している方も多いのではないかと思うので、病院に対する広報も有効なのではないか。全体解決の一つとして、労働問題の解決のために手続を利用してもらうことが考えられる。裁判所が全面的に前に出て行くことはできないだろうから、パンフレットを目にとまるところに置いておくということも良いのではないか。

○無料法律相談なども、もっとPRして広く使われるようにすれば良いのではないか。

□関係機関とも連携してやらなければならないということだと思う。

○それでも、裁判所はどうしても敷居が高いという気持ちは変わらない。女子会のような雰囲気の中で相談できるような感じにまでしていかないと、敷居が高いという感じがする。大手の会社は労働組合があるから守られているが、小さなところで働いているパートやアルバイトの方のように弱い立場の人のための駆け込み寺みたいなものがないなと感じている。

●無料相談窓口などをPRしていく必要があると思うが、気軽に電話相談といって簡単に解決できるものではないところは理解していただきたい。10分話を聞いて専門家として答えるとなると、精度が低いものしか出せない。最初から答えが出ない事件が多いと思ってもらって良いと思う。

●広報の必要性はよく分かった。パンフレットを見るとポイントを押さえている内容だと分かるが、誤解のないようにするとこのようになってしまうのだと思う。手続のメリットやデメリットなどが伝わるものや、フローチャートなどにすると良いのかもしれない。

●弁護士費用の問題や手続を進めて結果が得られるかどうかについては、裁判所は答えることができないので、やはり弁護士が答えていかなければならない。簡易な相談窓口や無料法律相談を紹介できると良いと思う。

●裁判所は公務性があり、コスト意識は苦手な面がある。時間のことはパンフレットからうかがえるが、お金がどのくらいかかるかについては、絶対とは言えないものの、おおよその目安があっても良いのかもしれない。司法統計についても公開しているが、一般の方に読みやすい形になっているかを考えていかなければならない。

○イベント的なものを行う時は、マスコミにも協力をお願いする、テレビで紹介してもらうなども効果的であると思う。

5 次回の予定

(1) 日程

平成27年11月13日（金）午後1時30分から（地裁委員会，家裁委員会合同開催）

(2) 意見交換テーマ

「成年後見制度」（仮題）